

## 京都市企業立地促進資金

融 資 対 象 と なる 方	<p>◆ 製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む中小企業者で、京都信用保証協会の保証対象となり、同一事業を1年以上営む方</p> <p>※ 京都市税（京都市外の方は住所・本店所在地の市税）の滞納がないこと。</p>
資 金 使 途	<p>◆ 工場等の建設資金</p> <p>① 工場等の建設資金 + 用地取得資金、機械設備取得資金</p> <p>② 工場等の買取資金 + 用地取得資金、機械設備取得資金 改築・改装資金</p>
融 資 期 間 等	<p>◆ 15年以内</p> <p>〈原則として元金均等月賦返済、必要により1年以内の据置可〉</p>
融 資 利 率	◆ 金融機関所定利率
融 資 限 度 額	◆ 1企業5億円以内
担 保 ・ 保 証 人	<p>◆ 原則として保証協会の保証付。保証協会に対しては、保証協会の定めるところによる。</p> <p>◆ 連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）</p>
事 前 相 談	◆ 融資の申込に際しては、「適格通知書」が必要になりますので、事前に企業誘致推進室（075-222-4239）にご相談のうえ、交付申請を行ってください。
受 付 機 関	<p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、 池田泉州銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合 京滋信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、商工組合中央金庫</p>

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。